

箕面市地域公共交通活性化協議会 事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、箕面市地域公共交通活性化協議会規約第16条第4項の規定に基づき、箕面市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(事務局長等)

第3条 事務局長は、箕面市地域創造部交通政策室長をもって充てる。

2 事務局員は、箕面市地域創造部交通政策室の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 1件100万円未満の物品の購入その他協議会運営に必要な軽易な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、箕面市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、箕面市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月15日から施行する。

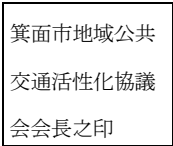
附 則

この規程は、平成29年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 （第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
箕面市地域 公共交通活 性化協議会 会長の印		てん書	25×25	会長名をもって 発する文書	1	事務局長